

注意事項

- ・「保護者記入欄」をご記入ください。なお、申込み受付後に保育課より本通知を保護者に返送することにより、控えの発行といたします。
- ・記入・提出がない場合（郵送申込は返信用封筒の提出がない場合も含む）、本通知の保護者控えの発行・返送はできません。
- ・郵送申込に関する到着確認の問い合わせは、原則受付できません。
- ・受付後、提出書類の返還やコピーの交付を行うことはできません。
- ・「※」の付いている書類は申込みに際し、最低限必要な書類となります。書類の不足、不備がある場合は、審査対象外となります。
- ・受付後、申込み要件に満たないことが発覚した時点で審査対象外となる場合があります。
- ・不足・再提出書類について各入所希望月の締切日（必着）までに提出がない場合は不足のまま審査します。その際、減点して審査を行う場合があります。

【令和9年度年4月申込時の注意】

- ・4月1次申込みの不足書類追加提出・再提出書類受付期限は、2026年11月13日（金）必着です。
- ・令和9年度4月（1次・2次）希望で出生前申込みをした場合、当該児童出生後、すみやかに児童調査書及びマイナンバー確認書類をご提出ください。（提出がない場合、結果通知が発送されません。）

保護者記入欄

藤沢市長 宛 次の児童について、認可保育施設申込書類を提出します。

収受印

保育の開始希望時期		年 月 日 ※申請書のとおり	
保護者（代表者）氏名		(児童との続柄:)	
児童氏名	生年月日	第一希望保育施設	
(ふりがな)	年 月 日	(第2希望以下は申請書のとおり)	
(ふりがな)	年 月 日	(第2希望以下は申請書のとおり)	
(ふりがな)	年 月 日	(第2希望以下は申請書のとおり)	

市使用欄

年 月 日 サイン:

※不足、要再提出に☑がある場合、各入所希望月の締切日（必着）までに書類の提出が必要です。

保護者 様 次のとおり、申込書類を収受しましたので、申込控えとして通知します。

提出状況			
収受	不足	要再提出	追加提出・再提出日
教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書 ※			
保育施設利用申込みの児童調査書 ※			
誓約書 ※			
代表者の本人確認書類(写真付き) ※			
マイナンバー確認書類(家族全員分)			
返信用封筒(郵送申請)			
保育の 必要性事由を 証明する書類	1 就労証明書	8 介護（看護）状況申告書	父親
	2 就労状況説明書	9 在学証明書	母親
	3 確定申告書	10 就学先のカリキュラム・スケジュール表等	その他 続柄[]
	4 商業登記簿謄本等の写し(控え)	11 その他 ()	その他 続柄[]
	5 母子手帳の写し		
6 診断書			
7 障がい者手帳・療育手帳等の写し			
令和8年度住民税所得・課税証明書 ※2026年1月2日以降に藤沢市に転入、かつ希望月が2027年4月～2027年8月の方		父親	／
		母親	／
令和9年度住民税所得・課税証明書 ※2027年1月2日以降に藤沢市に転入、かつ希望月が2027年9月～2028年3月の方		父親	／
		母親	／
児童本人の保育証明書			
きょうだいの保育証明書			
ひとり親世帯	1 戸籍謄本の写し(全部事項証明) 2 受理証明書	3 児童扶養手当証書 4 ひとり親福祉医療証	／
保育園(幼稚園)等の就労に関する誓約書兼証明書			
保育士証又は幼稚園教諭普通免許状の写し			
転入・転居に関する申立書			
転入・転居先の詳細を確認できる書類			
その他 ()			

裏面もご記入ください

誓 約 書

裏 面 あ り

※次の全ての項目をご確認いただいた上、**口欄にチェック(し点)のご記入及び保護者署名欄への署名**をお願いいたします。

【個人情報の提供について】

- ☐ 収集したマイナンバーは、児童福祉法による保育の措置に係る費用の徴収に関する事務及び子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務（保育料及び支給認定決定時の税情報照会や障がい者手帳情報照会など）に使用することに同意します。
- ☐ 市町村が教育・保育給付認定に必要な住民記録情報・市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及びその他入所に必要な情報を閲覧及び使用すること、また、入所に必要な情報を保育施設及び関係市区町村に提供することに同意します。

【申込み・書類の提出について】

- ☐ 保護者は、保育の必要性事由を有しています。また、外国籍の保護者及び児童については、日本での在留資格を有しています。
- ☐ 提出した書類の内容について、電話や訪問などにより市や保育施設から確認が入ることについて同意します。その際、市や保育施設の職員であることを確認し、なりすまじやかたりに注意します。
- ☐ 申請書を含む、申込に関する書類について、保育課が收受した後は、いかなる場合においても、保護者が原本の返却やコピー等の交付を受けることができないことについて理解しました。またはコピーが必要ないことを確認しました。
- ☐ 提出書類の内容に虚偽があった場合は、内定の取り消し又は退園になる場合があることについて、理解しました。
- ☐ 申込み締切日時点で不足書類がある場合、書類が提出されるまでの期間は書類不足での審査となることについて理解しました。
- ☐ 育児休業を延長又は復職した場合、速やかに延長後又は復職後の状況を示す就労証明書を提出することに同意します。（提出されない期間については、書類不足での審査となることに同意します）
- ☐ 転園申請で入所内定した場合、内定辞退をして転園前の保育施設に戻ることはできないことについて理解しました。
- ☐ 申込取下げや内定辞退をする場合、速やかに届出を提出することに同意します。（内定辞退をした場合、もしくは4月1次入所申込みの取下げ可能期間外に取下げをした場合に、基礎点数がマイナス2点となることについて理解しました）
- ☐ 令和9年3月までに入所できなかった場合は、再度申し込みをする必要があり、令和9年4月（令和9年度）の申請期間を広報・ホームページで確認の上、申請書類を提出することについて理解しました。また、市からの申込書類の送付や、再申請が無い保護者への連絡は無いことについて理解しました。

【入所審査について】

- ☐ 入所選考については、先着順及びその保育施設の希望順位等ではなく、藤沢市保育施設入所選考基準に基づいて、決定をすることについて理解しました。
- ☐ 受入月齢、預かり時間、延長保育料金又は諸費用（主食費等）は、保育施設ごとに違うこと、また、保育施設の状況等によっては、児童を受入れできない場合があることについて理解しました。
- ☐ 希望している保育施設の閉園や受け入れ停止、新設の計画が中止等となり入所が見込めなくなった場合、その保育施設以外の希望園を対象として審査することに同意します。
- ☐ 審査時点で在園児童数が利用定員数を下回っている（定員上の空きがある）状態であっても、保育施設の受け入れ体制などにより、受け入れを一時的に取りやめたり、定員に達する人数までの児童の受け入れをできない場合があることを理解しました。
- ☐ 申込書類を受け付けた後であっても、受け入れ月齢を満たさない保育施設のみを希望している場合や、申込み要件に満たない場合等、入所審査を行うことができないことが発覚した時点で、審査の対象外となることについて同意します。

【入所以降について】

- ☐ 保育施設への入所後、概ね2～3週間、集団生活への適応などを目的として、基本の保育時間よりも短い時間の保育（ならし保育）をすることについて理解しました。
- ☐ 育児休業取得中に入所した場合は、入所月の翌月15日までに復職します。期限内に復職できない場合は入所した保育施設を退園します。
- ☐ 継続・状況確認及び保育料決定のため、市が求める各種書類を期限までに提出し、保育の認定要件を継続的に満たす必要があることについて理解しました。
- ☐ 保育施設の預かり時間について、施設ごとに取り扱いが違うことを理解しました。
- ☐ 児童の健康状態等により、保育施設の継続利用や、保育の内容に関して、必要に応じて保育施設との協議に応じることについて同意しました。

【保育料について】

- ☐ 利用者負担金の額の算定は、当該年度の4月分から8月分までにあつては、前年度分の市町村民税の額、当該年度の9月から翌年3月分までは、当該年度の市町村民税の額によって、決定することについて理解しました。
- ☐ 未申告等により、世帯の市町村民税が確認できない場合の保育料については、保育料を最高階層で決定する場合があるため、必ず申告期限を遵守します。（過年度の保育料については遡及適用は行わないことに同意します。）
- ☐ 保育料は決められた額を期日までに支払います（当月の月末支払い）。保育料を滞納した場合、保育課から児童が在籍している保育施設へ滞納状況を共有することに同意します。その際、保育施設から保護者へ保育料滞納について声掛けすることについても同意します。
- ☐ 藤沢市が債権管理業務を効率的に行うため、法令又は条例若しくは規則の定めに基づき、必要な情報を藤沢市の関係各課で共有することについて理解しました。

【その他】

- ☐ 4月入所希望にかかる支給認定証は、認定事務が集中する時期のため、4月の入所選考結果に同封して郵送されることについて同意します。
- ☐ ふじさわ認可保育施設申込ナビについて、よく内容を確認しました。
- ☐ 内定後、内定月前月末日までに内定園と面接を行い、児童を安全に保育することが出来ると確認出来た場合に入所が決定することについて理解しました。
- ☐ 内定後、内定月前月末日までに内定園または、保育課に連絡がないかつ、内定園と面接をしていない場合、入所の意志が確認出来ないため内定取消になることについて同意しました。

入所児童にかかわる、上記全ての事項について誓約します。

保護者署名

保護者署名

※ひとり親家庭の場合はどちらか一か所記入

裏面もご記入ください ➡